平成２２年（フ）第６３９号
埼玉県春日部市新宿新田355番地286
破産者　越川　健司
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７１６号
埼玉県三郷市早稲田７丁目１番地２号棟501号
破産者　椛本　義昭
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７１７号
埼玉県三郷市早稲田７丁目１番地２号棟501号
破産者　渡辺　愛子
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７４０号
埼玉県草加市青柳７丁目32番３―202号
破産者　草間　廣子
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
長野県小諸市柏木207―２　四ッ谷パレス７号、住民票上の住所埼玉県秩父市荒川上田野2109番地２
破産者　神林喜代一
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第７３１号
新潟市中央区紫竹山７丁目17番14号　ホワイトハウス203号
破産者　後藤　　博
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６１号
新潟市西蒲区井随417―３　斉藤邦栄方、住民票上の住所新潟市秋葉区新津本町４丁目１番22号
破産者　宮嶋　綾子
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８号
新潟市西区西小針台３丁目４番３号
破産者　三条　　隆
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２号
石川県羽咋市大川町ヤ73番地１
破産者　山崎　哲男
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第３４７号
長野県松本市大字里山辺245番地　ソフィアこがね302号
破産者　山田　淳子
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３０号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲1481番地
破産者　宮下久美子
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第９７号
長野県飯田市育良町２丁目17番地４
破産者　福澤　重美
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１０４号
長野県飯田市仲ノ町１丁目９番地　片桐屋ビル301号
破産者　富樫　秀雄
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６８００号
大阪府東大阪市西石切町７―６―７　オーク新石切708、開始決定時の住所大阪府東大阪市川田３丁目９番６号
破産者　高階　忠生
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１９号
兵庫県赤穂郡上郡町八保甲298番地１
破産者　中山　松信
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３４号
兵庫県姫路市御立中４丁目８番10号　セジュール平松202
破産者　内海　信次
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２０７号
兵庫県相生市汐見台６番地の18
破産者　尾下　秀人
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０号
兵庫県赤穂市黒崎町91番地　グランソレイユ103
破産者　廣角　雪雄
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２０７号
福岡市城南区七隈４丁目20番23―102号
破産者　小林　　悟
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部